

## ア 警報、避難勧告等が発令された場合

|                                | 暴風・暴風雪・特別警報<br>避難勧告・避難指示等  | 大雨・洪水<br>大雪警報等  |
|--------------------------------|--|---|
| 午前6時現在、<br>または、登校前に<br>発令された場合 | 午前中の授業は中止します。  | 特別に学校から指示<br>がなければ、平常通り<br>の授業を行います。  |
| 登下校中に<br>発令された場合               | 登校途中の場合は原則としてそのまま登校し「保<br>護者直接引き取り」、または分団下校、集団下校を<br>します。<br>下校途中の場合は、そのまま下校します。 | 安全確認後、授業を<br>中止して「保護者直接<br>引き取り」を行うこと<br>があります。留守の場<br>合、家庭と連絡が取れ<br>るまで学校に待機しま<br>す。 |
| 登校後に<br>発令された場合                | 授業を中止し、「保護者直接引き取り」、または<br>分団下校、集団下校を行います。<br>※ 避難勧告、避難指示が発令されている場合は<br>学校で待機します。 |   |
| 午前6時から<br>午前11時までに<br>解除された場合  | 午後の授業を行います。<br>分団集合時刻を通常より <u>5時間遅い時刻</u> とし、<br>13時15分までに分団登校します。               |   |
| 午前11時現在、<br>発令中の場合             | 午後の授業も中止します。   |   |

※ 予め警報等の発令が予想される場合は早めに給食を食べさせたり、献立を非常用給食に切り替  
えたりする場合があります。また、気象情報により、学校に待機させる場合があります。

なお、下校時刻の変更や保護者引き取りの実施等、上記の内容に変更があった場合のみ、  
「緊急情報メール配信システム（きずなネット）」【以下、緊急情報メール】で配信します。

## イ 台風接近時等、教育委員会が前日に休校を決定した場合

- 平日・土日祝を問わず、前日午前12時までに教育委員会より「緊急情報メール」と「教育委  
員会ホームページ」で休校をお知らせします。

## ウ 震度5強以上の地震が発生した場合

震度5強以上の地震が発生した場合、「緊急情報メール」での配信ができないことが予想される  
ため、原則、メールによる連絡は行いません。

|                     |  |
|---------------------|--|
| ①登校前・在宅時に<br>発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅待機・避難など、家庭ごとの対応とします。</li> <li>学校から連絡があるまでは自宅等で待機します。</li> </ul>   |
| ②登下校中に発生した場合        | <ul style="list-style-type: none"> <li>登校途中の場合は原則としてそのまま登校し、学校で待<br/>機します。その後については「③登校後」に準じます。</li> <li>下校途中の場合は、原則としてそのまま下校します。そ<br/>の後は「①登校前・在宅時」に準じます。</li> </ul> |
| ③登校後に発生した場合         | <ul style="list-style-type: none"> <li>授業を中止し、「保護者直接引き取り」を行います（原則、<br/>メールによる連絡はいたしません）。</li> <li>学校から連絡があるまでは自宅等で待機します。</li> </ul>                                  |

## エ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

- 登校前・下校後など在宅中に発表された場合、特に学校から連絡がない限り授業は行われるた  
め、通常通り登校します。
  - 在校中に発表された場合、情報が発表されたことを「緊急情報メール」で保護者に知らせます。
  - 情報の内容や情報が発表された状況などにより、在宅中の自宅待機や登校後の保護者直接引き  
取りによる下校等の措置をとる場合は「緊急情報メール」で知らせます。
- ※ 今後教育委員会の指示等により、ウおよびエの対応が変更になることがあります。その際に  
は「緊急情報メール」やプリント等でお知らせします。

災害時の避難場所の確認、家族が離ればなれになった場合の落ち合う場所、連絡方法などにつ  
いて、防災ノートを活用して、ご家庭でも話し合っておいてください。